

平成 27 年 5 月 22 日(金)
衆議院 法務委員会
衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「法曹人口の在り方について(検討結果取りまとめ案)」
第 20 回法曹養成制度改革顧問会議(平成 27 年 5 月 21 日)
資料5 1頁
- ・資料2 「将来の法曹人口(シミュレーション)」
第 18 回法曹養成制度改革顧問会議(平成 27 年 3 月 26 日)
資料2-4 2頁
- ・資料3 「司法試験・予備試験受験状況等について
(平成 23 年～平成 27 年)」 法務省作成資料 3頁
- ・資料4 「法科大学院における平成 27 年度の入学者選抜の状況」
第 20 回法曹養成制度改革顧問会議(平成 27 年 5 月 21 日)
資料3-1 4頁
- ・資料5 「各法科大学院の入学者選抜実施状況等」
第 68 回中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
(平成 27 年 5 月 11 日) 資料5-2 5頁

法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ案）

内閣官房法曹養成制度改革推進室において行った調査により判明した法的需要の状況及び弁護士活動状況に照らすと、法曹人口は、全体として今後も増加させていくことが相当であると考えられる。

そこで、新たに養成し、輩出される法曹の数として相当と考えられる規模について検討すると、現行の法曹養成制度の下で、これまで、司法試験合格者数（平成23年までは新司法試験合格者数）でいえば、おおむね毎年1,800人ないし2,100人程度の規模の数を輩出しているところ、この規模については、現状において、新たに法曹となる資格を得た者のうち多くのものが、社会における法的需要に対応した活動の場を得ているという点で、一定の相当性を認めることができる。他方、前記の法的需要に影響を及ぼし得る社会的・経済的な外的諸事情に流動的な要素もあることからすれば、相当と考えられる法曹の輩出規模はある程度の幅を持ったものとして考えるべきである。

その上で、法曹養成制度の実情及び法曹を志望する者の減少その他の事情による影響をも併せ考えると、法曹の輩出規模が現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者数である1,500人程度にまで縮小する事態も想定せざるを得ない。そればかりか、このまま何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が1,500人程度の規模を下回ることになりかねない。

しかし、司法制度改革において掲げられた法の支配を全国あまねく実現するという理念の下で、今後も、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化の進展が必要であることに変わりはない。そのことからすれば、新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの提言は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

将来の法曹人口（シミュレーション）

赤字は5万人の最近似値
↑4万人台
↓5万人台

(単位:人)

	法曹三者総人口						
	司法試験年間合格者数の假定						
	3,000人	2,500人	2,000人	1,900人	1,800人	1,700人	1,600人
平成26年(2014)	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892
平成27年(2015)	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207
平成28年(2016)	43,714	43,214	42,714	42,614	42,514	42,414	42,314
平成29年(2017)	46,208	45,208	44,208	44,008	43,808	43,608	43,408
平成30年(2018)	48,665	47,165	45,665	45,365	45,065	44,765	44,465
平成31年(2019)	51,128	49,128	47,128	46,728	46,328	45,928	45,528
平成32年(2020)	53,644	51,144	48,644	48,144	47,644	47,144	46,644
平成33年(2021)	56,181	53,181	50,181	49,581	48,981	48,381	47,781
平成34年(2022)	58,716	55,216	51,716	51,016	50,316	49,616	48,916
平成35年(2023)	61,262	57,262	53,262	52,462	51,662	50,862	50,062
平成36年(2024)	63,778	59,278	54,778	53,878	52,978	52,078	51,178
平成37年(2025)	66,279	61,279	56,279	55,279	54,279	53,279	52,279
平成38年(2026)	68,796	63,296	57,796	56,696	55,596	54,496	53,396
平成39年(2027)	71,360	65,360	59,360	58,160	56,960	55,760	54,560
平成40年(2028)	73,913	67,413	60,913	59,613	58,313	57,013	55,713
平成41年(2029)	76,463	69,463	62,463	61,063	59,663	58,263	56,863
平成42年(2030)	79,015	71,515	64,015	62,515	61,015	59,515	58,015

	法曹三者総人口						43年前 司法修習 終了者
	司法試験年間合格者数の假定						
	1,500人	1,400人	1,300人	1,200人	1,100人	1,000人	
平成26年(2014)	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	39,892	506
平成27年(2015)	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	41,207	495
平成28年(2016)	42,214	42,114	42,014	41,914	41,814	41,714	493
平成29年(2017)	43,208	43,008	42,808	42,608	42,408	42,208	506
平成30年(2018)	44,165	43,865	43,565	43,265	42,965	42,665	543
平成31年(2019)	45,128	44,728	44,328	43,928	43,528	43,128	537
平成32年(2020)	46,144	45,644	45,144	44,644	44,144	43,644	484
平成33年(2021)	47,181	46,581	45,981	45,381	44,781	44,181	463
平成34年(2022)	48,216	47,516	46,816	46,116	45,416	44,716	465
平成35年(2023)	49,262	48,462	47,662	46,862	46,062	45,262	454
平成36年(2024)	50,278	49,378	48,478	47,578	46,678	45,778	484
平成37年(2025)	51,279	50,279	49,279	48,279	47,279	46,279	499
平成38年(2026)	52,296	51,196	50,096	48,996	47,896	46,796	483
平成39年(2027)	53,360	52,160	50,960	49,760	48,560	47,360	436
平成40年(2028)	54,413	53,113	51,813	50,513	49,213	47,913	447
平成41年(2029)	55,463	54,063	52,663	51,263	49,863	48,463	450
平成42年(2030)	56,515	55,015	53,515	52,015	50,515	49,015	448

(注)

1 法曹三者総人口＝前年の法曹三者総人口＋新規法曹資格者(前年の司法試験合格者)－43年前修習終了者の計算式により算出。

ただし、平成26年は、同年度の裁判官の定員(簡易裁判所判事を除く。)及び検察官の定員(副検事を除く。)並びに同年4月1日現在の弁護士数(正会員数)を加えた数字。また、新規法曹資格者(前年の司法試験合格者)については、平成27年は平成28年司法試験合格者、平成28年以降はそれぞれの場合において假定した年間の司法試験合格者とした。

2 法曹資格取得者は、実働期間を43年間として、43年後に法曹でなくなると假定。

司法試験・予備試験受験状況等について(平成23年～平成27年)

司法試験

【単位:人】

	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
出願者数	9,072	9,255	10,315	11,265	11,891
(前年比)	-183	-1,060	-950	-626	764
受験予定者数	8,957	9,159	10,178	11,100	11,686
(前年比)	-202	-1,019	-922	-586	778
受験者数	8,016	8,015	7,653	8,387	8,765
(前年比)	暫定 1	362	-734	-378	602
受験率(受験者数/受験予定者数)	89.5%	87.5%	75.2%	75.6%	75.0%
短答合格者数		5,080	5,259	5,339	5,654
(前年比)		-179	-80	-315	-119
最終合格者数		1,810	2,049	2,102	2,063
(前年比)		-239	-53	39	-11

予備試験

【単位:人】

	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
出願者数	12,543	12,622	11,255	9,118	8,971
(前年比)	-79	1,367	2,137	147	
受験者数	10,334	10,347	9,224	7,183	6,477
(前年比)	暫定 -13	1,123	2,041	706	
受験率(受験者数/出願者数)	82.4%	82.0%	82.0%	78.8%	72.2%
短答合格者数		2,018	2,017	1,711	1,339
(前年比)		1	306	372	
論文合格者数		392	381	233	123
(前年比)		11	148	110	
最終合格者数		356	351	219	116
(前年比)		5	132	103	

法科大学院における平成27年度の入学者選抜の状況

(平成27年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	志願者数	入学者数	入学定員 充足率※2	【参考】 入学定員	【参考】 競争倍率
平成27年度	10,370人	2,201人	0.69	3,169人	1.87
前年度 (平成26年度)	▲1,080人 (▲9.4%)	▲71人 (▲3.1%)	+0.09	▲640人 (▲16.8%)	▲0.13
ピーク時	72,800人	5,784人	1.03	5,825人	4.44
	▲62,430人 (▲85.8%) (平成16年度※1)	▲3,583人 (▲61.9%) (平成18年度)	▲0.34 (平成16年度※1)	▲2,656人 (▲45.6%) (平成19年度)	▲2.57 (平成16年度※1)

※1 平成16年度は新制度への移行時に当たる。ちなみに、平成17年度の志願者数は41,756人(▲31,386人(▲75.2%))、入学定員充足率は0.95(▲0.26)、競争倍率は3.13(▲1.26)。

※2 入学定員割れの法科大学院は、全54校中50校(93%)。このうち、入学定員を75%以上充足している法科大学院は16校、入学定員が50%に満たない法科大学院は23校。